

令和7年度（下期）  
沼津市建設発生土処理施設一覧表

令和7年12月23日  
沼津市

## 【留意事項】

- ・本一覧表は、建設発生土の適正な処理、公平性・透明性の確保、県民への情報公開等の観点から、県内の処理施設を公表するものです。
- ・本一覧表は、原則4月（上期）と10月（下期）の年2回改定します。ただし、掲載施設の追加、削除、受入条件の変更等があった場合は、その他の月に改定する場合があります。
- ・施設種類の「処分場（有効利用）」に該当する施設は、「採石場、砂利採取跡地等復旧」又は「農地を盛土により改善し、農地として利用予定」など建設発生土を有効利用する処分場です。
- ・登録ストックヤード欄の「○」は、中部地方整備局のホームページ内で公表されている「ストックヤード運営事業者登録簿（中部ブロック令和6年7月12日現在）」を参考に入力しております。
- ・登録ストックヤードは、搬入された建設発生土の適正処理に資するため、適正処理の観点で一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国土交通省に登録する制度です。
- ・中間処理場を指定処分先とする場合は、当該土砂の最終搬出先を中間処理業者に確認する必要があります。ただし、令和5年5月から開始されたストックヤード運営事業者登録制度により登録されたストックヤードに搬出する場合は、登録ストックヤード事業者が最終搬出先の確認主体となるため必要ありません。
- ・建設発生土受入れ単価欄中の「-」表示は受入不可です。
- ・建設発生土の土質区分は、国土交通省が示す「土質区分基準」（巻末参照）によるものとします。  
〔第1種：砂・礫、第2種：砂質土・礫質土、第3種：通常の施工性が確保される粘性土、第4種：粘性土、泥土〕
- ・建設発生土を処理施設に搬出する場合は、搬出先事業者に対して、盛土条例で規定する「土砂等発生元証明書」及び「土地の利用状況等の調査結果書（地歴資料を添付）」を提出する必要があります。また、当該土砂に汚染のおそれがある場合は、土壤の分析調査を実施し、その結果を搬出先事業者に提出する必要があります。
- ・一覧表に記載されている内容から変更している場合があるため、事前に受入れの可否及び受入条件を確認してください。
- ・「表土等加算額」は草根等雑物を除去等する手間等に係る加算額であり、例えば第3種建設発生土の受入額が3,000円/m<sup>3</sup>で表土等加算額が1,500円/m<sup>3</sup>であれば、第3種建設発生土の表土の受入額は3,000+1,500=4,500円/m<sup>3</sup>となります。
- ・法令許可等欄は、当該受入地の土地の形質変更に係る関係法令の許可・届出等がなされているものを示しており、表記の内容は次のとおりです。

表記	法令・規則等名	表記	法令・規則等名
盛土条例	静岡県盛土等の規制に関する条例	砂利採取	砂利採取法
土採取条	静岡県土採取等規制条例	農地法	農地法第5条に係る一時転用
宅造規法	宅地造成等規制法	採石法	採石法
林地開発	森林法第10条に係る林地開発	埋立条例	市町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
砂防条例	静岡県砂防指定地管理条例	土地要綱	市町土地利用事業の適正化に関する指導要綱
土対法	土壤汚染対策法		

### (留意事項)沼津市記載内容

- 1.本一覧表は、静岡県建設発生土処理施設一覧表を基に、地山換算単価を表示したものです。
- 2.本一覧表は、掲載施設の追加・削除・受入条件の変更等があった場合は、その都度改定いたします。
- 3.建設発生土の土質区分は、国土交通省が示す「土質区分基準」によるものとします。
- 4.土量の変化率は、国土交通省土木工事標準積算基準書に記載の内容を参考にしています。

土質区分基準・土量変化率

(土木工事標準積算基準参照)

分類名称		変化率
発生土区分	主要区分	
第1種建設発生土	レキ・レキ質土	1.2
第2種建設発生土	砂及び砂質土	1.2
第3種建設発生土	粘性土	1.25
第4種建設発生土		1.25
岩塊・玉石混り土	岩塊・玉石	1.2
軟岩破碎岩	軟岩	1.3
硬岩破碎岩	中硬岩	1.6
表土等加算額	レキ	1.2
泥土		1

令和7年度(下期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者連絡先	事業者住所	施設種類	施設所在地	受入可能量(m <sup>3</sup> )	登録スラックヤード	法令許可等	受入時間	建設発生土受入れ単価(円/m <sup>3</sup> :地山の状態)									受入条件 ※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること		
									第1種建設発生土	第2種建設発生土	第3種建設発生土	第4種建設発生土	岩塊・玉石混り土	軟岩・破碎岩	硬岩・破碎岩	表土等加算額	泥土	その他土		
土量変化率									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1		
沼津市建設発生土処理施設一覧	1	駿河開発㈱ 055-974-1651	田方郡函南町慈井沢213	処分場(有効利用)	田方郡函南町慈井沢255-1	1,307	/	・土地要綱	8:00~16:00	6,720	6,720	-	-	-	-	-	-	-	・日祭日、弊社規定休日、夜間受け入れ不可 ・受入時間 8:00~16:00(雨天時受け入れ不可) ・高含水建設発生土受け入れ不可 ・受入車両は状況によるので要事前連絡 ・搬入数量、搬入日時、要事前連絡	
	2	渡辺ブルドーザ工事業 0545-52-1960	富士市今泉2004-4	処分場(最終)	富士市大渊字慈沢1284-1他1筆	40,000	/	・埋立条例	8:30~16:30	8,160	8,160	9,750	9,750	11,400	-	-	-	-	・産廃に該当する物質ゴミ等及び流木等の混入がある場合は受け取ることができない ・転石及び岩塊については直径が30cm程度以上の場合は搬入できない(相談応じる) ・河川浚渫土は標準ダンプトラックで山積み出来、自走の上を人が歩ける程度の改良土にする ・一般道路を通行しても支障のないように改修する(目標強度:qc=200/0.35-571KN/m <sup>2</sup> ) ・富士市の条例により処分量が多い場合は土壤の分析をお願いがある ・近隣地域住民との協定条件(搬入時間・経路・落下的防止等)等に配慮 搬入車両は10tダンプ車以下トレーラー車は受け入れ不可 ・営業日は月曜日~土曜日 天候及び処分場の周辺の混雑を避けるため、当社の運搬に限定する場合がある	
	3	日建建設㈱ 055-966-9220	沼津市青野35-1	処分場(最終)	沼津市青野字中沖94-1他	1,812	/	・盛土条例	8:00~16:20	12,000	12,000	12,500	-	-	-	31,200	-	-	・整地・整形等により受け入れができない場合がある ・大量の搬入はお断りしている ・有害物質・高含水粘性土等を含んだ建設発生土は、お引取りできない ・通常の引取り時間は8:00~16:20とする ・それ以外の時間帯は、事前に相談	
	4	日建建設㈱ 055-966-9220	沼津市青野35-1	処分場(最終)	沼津市青野字中沖94-1他	1,812	/	・盛土条例	夜間	15,000	15,000	15,600	-	-	-	34,200	-	-	・整地・整形等により受け入れができない場合がある ・大量の搬入はお断りしている ・有害物質・高含水粘性土等を含んだ建設発生土は、お引取りできない ・搬入の時間帯は、事前に相談	
	5	日建建設㈱ 055-966-9220	沼津市青野35-1	処分場(最終)	沼津市青野西中田195-1他	3,456	/	・盛土条例	8:00~16:20	12,000	12,000	12,500	-	-	-	31,200	-	-	・整地・整形等により受け入れができない場合がある ・大量の搬入はお断りしている ・有害物質・高含水粘性土等を含んだ建設発生土は、お引取りできない ・通常の引取り時間は8:00~16:20とする ・それ以外の時間帯は、事前に相談	
	6	日建建設㈱ 055-966-9220	沼津市青野35-1	処分場(最終)	沼津市青野西中田195-1他	3,456	/	・盛土条例	夜間	15,000	15,000	15,600	-	-	-	34,200	-	-	・整地・整形等により受け入れができない場合がある ・大量の搬入はお断りしている ・有害物質・高含水粘性土等を含んだ建設発生土は、お引取りできない ・搬入の時間帯は、事前に相談	
	7	株加藤建材 0544-68-2254	富士宮市万野原新田2982	処分場(最終)	富士市大渊字昔曾比奈6861他6筆	35,000	/	・埋立条例	8:30~16:30	10,200	10,200	11,800	11,800	12,600	-	-	-	-	別途協議	・産廃に該当する物質ゴミ等及び流木等の混入がある場合は受け取ることができない ・転石及び岩塊については直径が30cm程度以上の場合は搬入できない(相談応じる) ・一般道路を通行しても支障のないように改修する(目標強度:qc=200/0.35-571KN/m <sup>2</sup> ) ・富士市の条例により処分量が多い場合は土壤の分析をお願いがある ・近隣地域住民との協定条件(搬入時間・経路・落下的防止等)等に配慮 搬入車両は10tダンプ車以下トレーラー車は受け入れ不可 ・営業日は月曜日~土曜日 天候及び処分場の周辺の混雑を避けるため、当社の運搬に限定
	8	(有)望月建材 055-921-4567	沼津市大諏訪495-8	処分場(最終)	沼津市大諏訪字河原466-5他5筆	5,174	/	・盛土条例	昼間	12,000	12,000	12,500	-	-	-	-	-	-	・最大積載量3トン以下ダンプトラックで車両1800mm以下の車両に限る ・浚渫土は脱水後、ゴミや不純物を取り除き、立会確認を行判断する。悪臭がある場合は周辺住民の生活環境に配慮し受入不可 ・浚渫土及び粘性土については、搬入前に十分な脱水をして第3種建設発生土以上の土質(特に含水比に注意)であれば受け入れ ・産業廃棄物等の不純物が混入した土の搬入は不可	

令和7年度(下期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者 連絡先	事業者 住所	施設種類	施設所在地	受入可能量 (m <sup>3</sup> )	登録 スラック ヤード	法令許可 等	受入 時間	建設発生土受入れ単価(円/m <sup>3</sup> :地山の状態)									受入条件  ※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること	
									第1種建設 発生土	第2種建設 発生土	第3種建設 発生土	第4種建設 発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破碎岩	硬岩 破碎岩	表土等 加算額	泥土	その他 の土	
沼津市建設発生土処理施設一覧	9	佐藤興業 測第1処分場	富士市大渕 1011	処分場(最終)	富士市 大渕字測切 5895-1他6筆	25,772	/	・盛土条例	8:00～ 16:30	10,000	10,000	12,000	14,000	11,500	－	－	－	－	・日曜、祝祭日休業(土曜日要相談) ・ゴミ、草、根等混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第49号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地図等)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壤分析調査を求める ・最大粒径制限300mm程度 ・搬入車両制限 大型車10t以下 ・1日最大搬入可重量 150m <sup>3</sup> ・運搬の際は自社指定業者に限定　・搬入内容が事前の取り決めと異なる場合は受入停止 ・搬入数量制限があるため搬入3日前までに要連絡　・住民からの苦情が出たら即受入中止
	10	佐藤興業 測第2処分場	富士市大渕 1011	処分場(最終)	富士市 大渕字測切 5846-1	20,000	/	・盛土条例	8:00～ 16:30	9,000	9,000	10,500	14,000	11,500	－	－	－	－	・日曜、祝祭日休業(土曜日要相談) ・ゴミ、草、根等混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第49号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地図等)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壤分析調査を求める ・最大粒径制限300mm程度 ・搬入車両制限 大型車10t以下 ・1日最大搬入可重量 150m <sup>3</sup> ・運搬の際は自社指定業者に限定　・搬入内容が事前の取り決めと異なる場合は受入停止 ・搬入数量制限があるため搬入3日前までに要連絡　・住民からの苦情が出たら即受入中止
	11	佐藤興業 笹場処分場	富士市大渕 1011	処分場(最終)	富士市 大渕字笹場 4746-1他2筆	16,134	/	・盛土条例	8:00～ 16:30	10,000	10,000	12,000	14,000	11,500	－	－	－	－	・日曜、祝祭日休業(土曜日要相談) ・ゴミ、草、根等混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第49号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地図等)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壤分析調査を求める ・最大粒径制限300mm程度 ・搬入車両制限 大型車10t以下 ・1日最大搬入可重量 150m <sup>3</sup> ・運搬の際は自社指定業者に限定　・搬入内容が事前の取り決めと異なる場合は受入停止 ・搬入数量制限があるため搬入3日前までに要連絡　・住民からの苦情が出たら即受入中止
	12	㈱HIKARI 0544-29-7530	富士宮市 大宮町 12-1	処分場(最終)	富士宮市 栗倉字庵久保 2360-1他2筆	23,000	/	・宅造規法	8:30～ 17:00	5,500	5,500	7,000	－	－	－	－	－	－	・分析表が必要(国土地理院の地籍調査でも可) ・ましい土量で受入する ・トレーラーDTの受入はしていない ・ゴミ等の混入物がある場合は引き取り出来ない ・発生元証明書を頂き、確認出来次第受入を行う

令和7年度(下期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者連絡先	事業者住所	施設種類	施設所在地	受入可能量(m <sup>3</sup> )	登録ストックヤード	法令許可等	受入時間	建設発生土受入れ単価(円/m <sup>3</sup> :地山の状態)									受入条件 ※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること	
									第1種建設発生土	第2種建設発生土	第3種建設発生土	第4種建設発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破碎岩	硬岩 破碎岩	表土等 加算額	泥土	その他 の土	
土量変化率									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1	
静岡県建設発生土処理施設一覧	12	㈱保坂 ホサカヤード1岩殿 0558-62-5533	賀茂郡 南伊豆町 湊 1098-3	処分場(最終) ストックヤード	賀茂郡 南伊豆町岩殿 22-1 15-1 15-2 15-6	5,000	○	・土採取条例 ・農地法 (平) 8~17 (夜) 17~22	11,700	11,700	12,200	22,500	13,200	12,700	15,600	7,200	22,000	-	・夜間割増は一律+5,000円。 ・産業廃棄物、ゴミ等複合混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壤分析調査を求める。 ・搬入土質によっては分別作業が伴うため、土質、数量、運搬車両等の搬入計画を搬入日の2日前までに協議、連絡が必要。 ・河川等の浚渫土砂は、事前に協議が必要
	13	木村土木㈱ 香貫営業所 055-949-1322	伊豆の国市 中 1398-2	ストックヤード	沼津市下香貫 1018-10	-	○	・盛土条例 ・土地要綱 8:00~ 17:00	11,100	11,100	11,600	16,200	11,100	12,000	14,800	-	18,000	-	・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壤分析調査を求める ・河川等の浚渫土砂については県盛土条例に基づく土壤分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壤分析調査必要 ・搬入車両、大型車4t未満 ・岩石(軟岩・硬岩)のみで持込の場合は別途見積 ・土の単位体積重量を1.6t/m <sup>3</sup> と定め、弊社トラックスケールにて計量するものとする。 ・搬入の際、他県様式の発生元証明書等を求める場合がある。 ・河口付近の感謝河川や港湾の浚渫土砂については、海水に由来するセレンやフッ素、ホウ素に係る土壤分析調査を求める。
	14	木村土木㈱ 獅子浜営業所 055-949-1322	伊豆の国市 中 1398-2	土質改良プラント	沼津市獅子浜 1-11	-	○	・盛土条例 ・土地要綱 8:00~ 17:00	11,100	11,100	11,600	16,200	11,100	12,000	14,800	-	18,000	-	・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壤分析調査を求める ・河川等の浚渫土砂については県盛土条例に基づく土壤分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壤分析調査必要 ・岩石(軟岩・硬岩)のみで持込の場合は別途見積 ・表土に関しては混合率により変動(受取不可の場合もある) ・価格例：軽度13,200円/m <sup>3</sup> 中度17,700円/m <sup>3</sup> 重度22,200円/m <sup>3</sup> ・土の単位体積重量を1.6t/m <sup>3</sup> と定め、弊社トラックスケールにて計量するものとする。 ・搬入の際、他県様式の発生元証明書等を求める場合がある。 ・河口付近の感謝河川や港湾の浚渫土砂については、海水に由来するセレンやフッ素、ホウ素に係る土壤分析調査を求める。
	15	三和興産㈱ リサイクルプラント 土砂ストックヤード 0545-32-2545	富士市 依田橋 322-1	ストックヤード	富士市 依田橋 322-1	93.6	○	- 8:30~ 16:30	7,200	7,800	9,370	-	-	-	-	2,400	-	-	・ゴミ、草、根等複合混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壤分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壤分析調査必要 ・最大粒径：300mm程度　・搬入車両：大型車4t以下　・1日当たり最大搬入可能量：50m <sup>3</sup> (ダンプ2台) ・搬入数量制限があるため、搬入2日前までに要連絡、調整 ・仮置き土砂は、自社松ヶ尾土砂処分場へ、自社10tにて搬出します
	16	丸工砂利販売㈱ 星山事業所 0544-27-2097	富士宮市 沼久保 398	処分場 (有効利用) 土質改良プラント	富士宮市 星山字西野 422-1 外4筆	500	-	・埋立条例 7:30~ 16:15	11,400	12,600	15,000	18,700	11,400	12,300	15,200	3,600	18,000	-	・土壤汚染対策法に關わる基準を超えるものは受入不可 ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壤分析調査必要 ・泥土は要送検

令和7年度(下期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者連絡先	事業者住所	施設種類	施設所在地	受入可能量(m <sup>3</sup> )	登録スラックヤード	法令許可等	受入時間	建設発生土受入れ単価(円/m <sup>3</sup> :地山の状態)									受入条件 ※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること	
									第1種建設発生土	第2種建設発生土	第3種建設発生土	第4種建設発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破碎岩	硬岩 破碎岩	表土等 加算額	泥土	その他 の土	
土量変化率									1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1	
静岡県建設発生土処理施設一覧	14 恵比寿建設(株) 岩盤残土処分場 0558-62-0172	賀茂郡 南伊豆町 石井 2	処分場 (有効利用)	賀茂郡 南伊豆町岩盤 宇殿岡113-1 他5筆	4,850	/	・盛土条例 ・農地法	8:00～ 17:00	11,100	11,100	11,600	21,200	11,100	12,000	14,800	7,200	20,000	・産業廃棄物、ゴミ等雑物混入したものは受入不可 ・草、根の混入については程度により応相談 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壤分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壤分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度・搬入車両:大型車10t以下 ・搬入日の7日前までに土質、数量、運搬車両、運搬車両1台当たりの積載量等の搬入計画の協議が必要	
	15 二葉建設株式会社 船原工場 0558-87-0808	伊豆市 上船原 1260-1	処分場 (最終)	伊豆市 上船原 1260-1	30,000	/	・林地開発 ・採石法	7:30～ 16:10	7,290	7,290	-	-	-	-	-	-	-	・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)と県盛土規制条例に基づく土壤分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壤分析調査必要 ・最大粒径:100mm程度・1日当たり最大搬入可能量:350m <sup>3</sup> ・事前に弊社搬入計画書に土壤分析調査を添付して提出。 ・天候により受入れを中止する場合がある	
	16 挿佐々木組 冷川残土処分場 0558-83-0199	伊豆市 徳永 361-1	処分場 (有効利用)	伊豆市 冷川 宇平石 476-1	32,000	/	・盛土条例 ・農地法 ・土地要綱 ・土対法	8:15～ 16:45	6,240	6,240	6,500	-	-	6,760	8,320	-	-	・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壤分析調査を求める ・最大粒径:300mm程度 ・1日当たり最大搬入可能量:300m <sup>3</sup> ・河川等の浚渫土は、事前に協議が必要 ・浚渫土は土壤分析調査必須	
	17 秋山重機株 落合処分場 090-8322-5748	富士市 中野 1053-7	処分場 (有効利用)	富士市中野字 東落合979-1 他1筆	5,000	/	・盛土条例 ・農地法 ・土探取条 ・土対法	8:00～ 16:30	7,200	8,400	10,000	11,200	8,400	9,100	11,200	2,400	15,000	・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壤分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壤分析調査必要 ・1日当たり最大搬入可能量:120m <sup>3</sup> (ダンプ 20台) ・掘削の進捗状況により受入可能な量が変わるので事前打合せが必要 ・掘削の進捗状況により受入可能な量が変わるので事前打ち合わせが必要 ・大雨等悪天候により受入れを中止する場合がある	
	18 ㈱A-LINE建設 055-933-7711	沼津市大平 2948-1	処分場 (その他)	裾野市佐野 1317-1	1,500	/	・盛土条例	8:30～ 16:30	10,200	10,200	10,600	13,700	-	-	-	-	-	・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・河川等の浚渫土砂、人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は県盛土条例に基づく土壤分析調査必要 ・河川等の浚渫土砂、第4種建設発生土は事前に協議が必要 ・岩石(軟岩・硬岩)のみで持ち込みの場合は別途見積・表土に関しては混合率により変動(受取不可の場合もある) ・最大粒径:300mm程度・1日当たり最大搬入可能量:300m <sup>3</sup> (ダンプ40台) ・搬入数量制限があるため搬入1週間前までに要連絡	

令和7年度(下期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者連絡先	事業者住所	施設種類	施設所在地	受入可能量(m <sup>3</sup> )	登録ストックヤード	法令許可等	受入時間	建設発生土受入れ単価(円/m <sup>3</sup> :地山の状態)									受入条件 ※共通の受入条件等、巻頭の留意事項を必ず確認すること	
									第1種建設発生土	第2種建設発生土	第3種建設発生土	第4種建設発生土	岩塊・玉石 混り土	軟岩 破碎岩	硬岩 破碎岩	表土等 加算額	泥土	その他 の土	
土量変化率						/			1.2	1.2	1.25	1.25	1.2	1.3	1.6	1.2	1	1	
静岡県建設発生土処理施設一覧	19	土屋建設㈱ 上白若残土処分場 0558-76-1288	伊豆の国市 三福 386-1	処分場(最終)	伊豆市上白岩 1871-1	50,000	/	・盛土条例 ・林地開発 ・土地要綱 ・土対法	8:30～ 17:00	6,240	6,240	6,500	－	6,240	6,760	8,320	－	－	・ゴミ、草、根等雑物混入したもの、セメント系等改良土は受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地図)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壤分析調査を求める。 ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壤分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度 ・搬入車両:大型車10t以下 ・搬入前に搬入計画書等の書類提出 ・1日当たり最大搬入可能量:600m <sup>3</sup> ・小中学生の下校時細心注意、地元車両優先、徐行運転で走行 ・浚渫土は土壤分析調査必須
	20	倉田商事(株) 夏梅木残土処分場、 資材置場 055-960-9710	三島市大社町 14-5	処分場(最終)	三島市谷田 夏梅木901-1 外-29筆	10,000	/	・盛土条例 ・農地法 ・土地要綱 ・土対法	8:30 ～11:50 13:00 ～16:30	10,300	10,300	10,700	15,000	10,300	11,100	13,700	7,200	－	・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・悪臭を放たないもの、有害物質を含まないものに限る ・現在は一部受入可能であるため、搬入前に要連絡相談 ・1日当たり最大搬入可能量:500m <sup>3</sup> ・草及び根は混入率5%未満のみ受入可
	21	三和興産㈱ 松ヶ尾土砂処分場 0545-32-2545	富士市 依田橋 322-1	処分場(最終)	富士市桑崎 宇松ヶ尾 876-4 他5筆	10,000	/	・盛土条例	8:30～ 16:30	6,600	7,200	8,750	－	－	－	2,400	－	－	・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は建設省技説発第48号による六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地図)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壤分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壤分析調査必要 ・最大粒径:300mm程度 ・搬入車両:大型車10t以下 ・1日当たり最大搬入可能量:200m <sup>3</sup> (ダンプ40台) ・搬入数量制限があるため、搬入5日前までに要連絡、調整 ・運搬の際は各自指定業者に限定
	22	石井・ダイエー 特定共同企業体 岩本建設 残土処分場 0545-62-9520	富士市 水戸島元町 4-10	処分場(最終)	富士市 岩本字一の沢 1668-1地先	40,000	/	・埋立条例	8:30～ 16:00	6,240	6,240	6,500	－	－	－	－	－	－	・第1種・第2種、第3種建設発生土以外の受入は不可 ・産業廃棄物及び未燃物を除去すること ・公道を運搬可能な状態で搬入出来ること ・土壤分析調査必要 事前協議をお願いします。 ・最大粒径:300mm以下 ・搬入車両:大型車10t以下 ・1日当たり最大搬入可能量:300m <sup>3</sup> (ダンプ80台)
	23	大伸 大湊土砂処分場 090-5618-4020	—	処分場(最終)	富士市 大湊字岩倉 7875-1	40,000	/	・埋立条例	8:00～ 16:00	6,000	6,000	－	－	7,200	5,200	6,400	－	－	・受入車両は弊社車両及び弊社の指定業者に限る ・受入には必ず事前協議の元、盛土条例に基づいた県指定の書類やその他必要書類を提出すること ・悪天候により受入れ中止とする場合がある ・最大粒径:300mm以下 ・搬入車両:大型車10t以下 ・1日当たり最大搬入可能量:100m <sup>3</sup>